

専決処分について（日立市職員退職年金条例の一部を改正する条例の制定について）

日立市職員退職年金条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 4 年 5 月 31 日提出

日立市長 小川 春 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

日立市長 小 川 春 樹

日立市職員退職年金条例の一部を改正する条例

日立市職員退職年金条例（昭和37年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を削る。

第28条第2項第2号中「1.259」を「1.254」に、「1.001」を「0.997」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 通算退職年金の額の算定に用いる給料の額に乗ずる率を0.4%引き下げる
こととした。